

# (社) 日本建築士事務所協会連合会 九州・沖縄ブロック協議会

## 災害時相互応援協定

### (趣 旨)

第1条 この協定は、福岡会、佐賀会、長崎会、熊本会、大分会、宮崎会、鹿児島会、沖縄会（以下「九州・沖縄ブロック」という。）の管内において、大規模な災害が発生し、被災単体会独自では十分に応急措置が実施できない場合において、九州・沖縄ブロック相互間の応援を円滑に行うために必要な事項について定めるものとする。

### (応援項目)

第2条 応援項目は次のとおりとする。

- 一 災害応急措置に必要な会員の派遣
- 二 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 三 被災建築物応急危険度判定士の派遣
- 四 その他災害応急措置の応援のための必要な事項

### (協定の運用体制)

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本協定の定めるところにより、協定運用の総合調整に当たる。
- 3 幹事会は、別に定める九州・沖縄ブロックの輪番によるものとし、その任期は1年とする。
- 4 各会は本協定の運用に関する事項をあらかじめ定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

### (応援要請手続等)

第4条 応援を受けようとする単体会は、災害の状況及び必要とする応援内容を明らかにして、直ちに電話又はファクシミリ等により、九州・沖縄ブロックの単体会に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- 2 前項の応援要請を受けた単体会は、実施しようとする応援内容を被災単体会に通知するものとする。
- 3 前2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、第2条各号に定める応援項目ごとに別に定める。
- 4 被災単体会は、第1項の規定により他の単体会に対して個別に応援要請をするいとまがないときは、幹事会に対して一括して応援を要請できるものとする。
- 5 幹事会は、前項の規定により応援要請を一括して受けたときは、速やかに各単体会に通報し、実施しようとする応援内容を取りまとめ、被災単体会に通知するものとする。
- 6 被災単体会以外の会は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、第1項又は第4項の要請が出

来ない状況にあると判断されるときは、同項の要請を待たないで、幹事会の調整の下に必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなす。

(応援部隊の指揮等)

第5条 応援部隊は、応急措置の実施について、被災単位会の指揮の下に行動するものとする。

- 2 応援を受けるべき被災単位会が指揮不能の場合は、応援部隊は幹事会の調整の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災単位会の負担とする。ただし、応援した単位会が、負担を申し出た場合はこの限りでない。

- 2 応援を受けた単位会が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた単位会から要請があった場合には、応援した単位会は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の各会の任務)

第7条 幹事会は他の条項に於いて定めるもののほか、次の各号に定める事務を行う。

- 一 各会における連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各会からの連絡により、それらを更新し、各会へ提供すること。
  - 二 各会間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。
  - 三 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務。
- 2 九州・沖縄ブロックは、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各単位会に必要な情報を提供するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各単位会が協議して定める。

(適用)

第9条 この協定は、平成24年2月17日から適用する。

この協定の締結を証するため、各単位会が記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成24年2月16日

(社) 福岡県建築士事務所協会 会長 八島 英孝



(社) 佐賀県建築士事務所協会 会長 原田 照行



(社) 長崎県建築士事務所協会 会長 池田 賢一



(社) 熊本県建築士事務所協会 会長 古川 裕久



(社) 大分県建築士事務所協会 会長 中野 満



(社) 宮崎県建築士事務所協会 会長 甲斐 孝明



(社) 鹿児島県建築士事務所協会 会長 林 陽郎



(社) 沖縄県建築士事務所協会 会長 仲元 典允

